

令和5年度 鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県エキスパート教員認定制度に係る選考委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものである。

(意見を求める事項)

第2条 委員会は、他の教員のモデルとなるような優れた教育実践を行っている教員の選考に関する事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 小・中・高・特別支援学校長会各代表

(2) 市町村教育委員会代表

(3) 保護者代表

(4) 学識経験者

2 委員長は、会務を総理する。また、委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命した日から、任命した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第5条 委員会の事務を処理するため、事務局を鳥取県教育委員会に置く。

(会議)

第6条 委員会の会議は、鳥取県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が招集し、委員長を議長として事務局が議事を運営する。

(守秘義務)

第7条 委員は、任務遂行上知り得た秘密及び個人情報を漏らしたり、不当な目的に使用したりしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。